

令和 4年 9月28日

七飯町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

七飯町農業委員会
会長 杉村 久悦

「農業委員会等に関する法律」第7条の規定に基づき、七飯町農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

1 農地利用の最適化の推進に関する目標及び推進の方法

①担い手への農地の集積、集約化

〔目標〕

耕地面積 (A)	令和3年度 (現 状)		令和8年度 (目 標)	
	農地集積面積 (B)	農地集積面積 (B/A)	農地集積面積 (C)	農地集積面積 (C/A)
2,990 ha	2,186 ha	73.1 %	2,245 ha	75.1 %

〔推進方法〕

- 農業委員及び農地利用最適化推進委員の定期的な日常活動による農業者の意向確認
- 担い手の集約希望の調査を実施
- 農地相談等における貸手希望者の把握

②遊休農地の解消・発生防止

〔目標〕

遊休農地面積 (A=B+C)	令和3年度 (現 状)		遊休農地面積 (D=E+F)	令和8年度 (目 標)		減少率
	1号遊休農地 (B)	2号遊休農地 (C)		1号遊休農地 (E)	2号遊休農地 (F)	
13.8 ha	13.8 ha	0.0 ha	7.0 h	7.0 ha	0.0 ha	49.3 %

〔推進方法〕

- 農業委員及び農地利用最適化推進委員の定期的な日常活動による農業者に対する指導
- 農業委員及び農地利用最適化推進委員の農地巡回指導及び利用状況調査などによる現地の把握
- 七飯町地域農業再生協議会などの農業関係機関との連携による情報共有
- 農地相談等における指導の実施
- 荒廃農地等利活用促進交付金等の活用による遊休農地の解消

③農地中間管理事業との連携

〔目標〕

令和3年度 (現状)	令和8年度 (目標)	
農地中間権利 権の設定面積 (A)	農地中間権利 権の設定面積 (B)	増加率 (B/A)
7.4 ha	14.0 ha	189.1 %

〔推進方法〕

- 農地中間管理機構と対象農地についての情報提供等を行い連携を強化する
- 農地中間管理事業の活用により、担い手への農地の面的集積を促進する

④新規参入者の促進

令和3年度 (現状)			
合計 (A)	農家後継	新規就農者 〔個人〕	新規就農者 〔法人〕
11 件	11 人	0 人	0 社

令和8年度 (目標)				
合計 (B)	農家後継	新規就農者 〔個人〕	新規就農者 〔法人〕	増加率 (B/A)
10 件	14 人	5 人	2 社	154.5 %

⑤農地所有適格法人等法人化の推進〔企業等の参入含む〕

令和3年度 (現 状)			令和8年度 (目 標)			
法人数 (A)	農地所有 適格法人	農地法第3条 第3項法人	法人数 (B)	農地所有 適格法人	農地法第3条 第3項法人	増加率 (B/A)
18 社	18 社	0 社	23 社	20 社	3 社	127.8 %

新規参入・法人の育成等に関する推進方法

- 地域担い手センターによる連携強化、役割分担に関する協議
- 農地パトロール等町内巡回による新規就農者への営農指導